# 在郷町桐生新町織屋吉田清助と株取得

高橋敏

Zaigo-cho Kiryu-shinmachi: A Weaver, Yoshida Seisuke and His Purchase of Samurai Stock

## ● 江戸武家株売買情報文書

- 2 武家株売買の社会的背景
- ❸ 尾張藩御用株の買収
- ◆ 吉田清助の家産相続

#### [論文要旨]

の射分制度が厳しく守られ、特に武士と百姓・町人間の身分移動はあり得ないというの身分制度が厳しく守られ、特に武士と百姓・町人間の身分移動はあり得ないという。土農工商

間移動を示す史料の事実が明らかにされつつある。 しかし、村落史、都市史研究の進展の中から家や家族史研究の深化によって、身分

譲渡に関する数点の文書を見出した。本稿が取り上げる北関東上州の在郷町桐生新町の織屋吉田家に江戸の武家株売買

が動く売買譲渡の手続きについては詳細な取り決めを定めており、紛争を回避する手両、打物御用達(三○人扶持)一二五○両の二株である。また、何百、何千両の大金売り物として登場する武家株は、「矢の根とぎ御用達」(蔵前取五九俵)代金六五○政治都市江戸に生まれていた武家株売買の状況を示す実に貴重な情報史料である。吉田家では武家株を買収して武家身分に上昇することはなかったが、これらは巨大

手側の借金の有無、扶養家族の有無によって金額、支払い手続きに様々な工夫がなさ段が講じられている。多くは買い手が売り手の家の養子となって継嗣するため、売り

あ事実をどのように理解すべきなのか、幕藩体制の内実を揺るがす事態ではないのうな事実をどのように理解すべきなのか、幕藩体制の内実を揺るがす事態ではないのする武家が、金銭によって売買、取り引きされていることにまず驚かされる。このよすも御家人株とはいえ、幕臣の一翼を担い、それなりの由緒を誇りに世襲を原則と

人・百姓身分が存在したことは事実である。 経済的な実力を背景に金にものをいわせて由緒ある武家身分を手にいれようとする町 先祖伝来の武家身分を株として売っても生計を立てねばならない窮迫せる武士と、

買の実態は究明されねばならない。 近世の身分の内実はどうであったのか、幕藩制の総体の理解にかかわって武家株売

# ❶ 江戸武家株売買情報文書

①は矢之根とぎ御用達の株と打物御用達に関する情報である。

1

株式

矢之根とぎ御用達

当時勤有之候間名前難話よし被申候

右者於蔵前高五拾九俵 拝領所本所吉良屋敷跡 外ニ関八州ゟ壱ヶ

年五十両上り

右無借譲金六百五拾両

又

折**物** 御 用達

## 下坂市之進 昨年死去

右於蔵前高三拾人扶持 拝領所芝口脇坂様表御門前角屋敷但シ川岸

附

老母壱人 七十八歳

叔母壱人 六十一歳

右者老母之方三人扶持、叔母ニ二人扶持御手当可被下候

譲金千弐百五拾両

方早々懸合可仕候間、貴報着次第奉申上候 右之二株頼置候方ら今朝申参候而御伺申上候、先便申上候通思召之

冬照拝

吉田様

貴下

師弟関係を越え、家族間のつき合いも濃密であった。 学者橘守部の嗣子である。吉田様とは吉田清助のことで文政一○年(一 八二八)守部に入門、以降、桐生の門人のまとめ役として社中の結成から師の著作の出版、費用暮らし向きまで援助の手を差しのべ、学問上の ら師の著作の出版、費用暮らし向きまで援助の手を差しのべ、学問上の らい、とは江戸在住の国

種の冥加金の体で五〇両の上納金があるというのであろう。 を照は二つの株を紹介している。ひとつは「矢の根とぎ御用達」、武なので名前は明らかにできないとしている。問題の株のもつ特権は、「蔵なので名前は明らかにできないとしている。問題の株のもつ特権は、「蔵なので名前は明らかにできないとしている。問題の株のもつ特権は、「蔵を照は二つの株を紹介している。ひとつは「矢の根とぎ御用達」、武さない江戸に拠点をつくろうなどという野望があったのではなかろうか。

立候、 かじめ頼んでおいた者が今朝持って来た情報である。先便に申し上げた诵 紹介したあと、冬照は「右之二株頼置候方より今朝申参候ニ付、 ひとつ不明である。譲金は一二五〇両、 とになる。また、老母、叔母の住居と拝領屋敷との関係はどうなるのか、 亡くなった下坂市之進の七八歳になる老母、 と認めている。冬照の趣旨はおそらく次のようなものである。二株はあら てを支給しなければならない。従って三〇人扶持といっても実際は! 老母に三人扶持(一日一升五合)、叔母に二人扶持(一日一升)の手当 者に比べると一段と身入り良い株である。しかし、これには条件がある。 便の良い江戸城の堀と浜御殿脇から大川へ抜ける河岸がついている。前 三〇人扶持(年間的五二・五石)、拝領所が芝口の播磨龍野藩(五万石 の家職を世襲できるという価格が六五〇両というのである。二つ目は 米五九俵 (約二一石)、 借金の汚れはなく、そのままの六五○両であるというのである。 人扶持(一日一斗二升五合、年間約四三・七石余)の蔵米取りというこ 「打物御用達」の昨年死去した下坂市之進家の株式である。蔵米取りの この株の売買値段は「無借譲金六百五拾両」である。現役の家株には 脇坂淡路守の上屋敷門前の三角屋敷にあり、屋敷内には水上交通の 先便申上候通思召之方早々懸合可仕候間、 他に五〇両の余禄、 前者の二倍近い。二つの物件を 六一歳の叔母の扶養である。 本所吉良屋敷跡の屋敷、 貴報着次第奉申上候 御伺申 年間蔵 五 ح

冬照は二五歳、学問修行の傍ら父守部五八歳の言いつけで武家株売買を照は二五歳、学問修行の傍ら父守部五八歳の言いつけで武家株売買を照は二五歳、学問修行の傍ら父守部五八歳の言いつけで武家株売買りれていることに驚かされる。

2

無借財ニ而家職相譲り候覚

、生涯養育金弐千弐百両也 御対談議定証文之上封金

方江進可申候用金弐両ツ、贈り可給候、養父相果候ハ、、為記念金養子用金弐両ツ、贈り可給候、養父相果候ハ、、為記念金養子内金弐百両者養子方ニ預り置、右為利足養父生涯之内月々雑

借財養子方ニ而引請候覚

#### 金千五百両者 諸向口々借財高ニ而候、 可取計候 養子方二而引受連々済方

#### 金七百五十両者 養父生涯之養育手当金也

金三百両者

金弐百五拾両者 養子熟談之節封金致置願済之節御渡候事 養子相談整候節為取替議定之上御渡候事

金弐百両者

養子熟議定証文ニ認置、養子方ニ預り置右

可給候、養父相果候ハ、養子江為記念金進 為利足養父生涯之内月々雑用金弐両ツ、贈

し可申車

右両様仕法相談とも手取金ニ而世話人謝礼相除申候也

る形式を採っている。 示している。いうまでもなく売買は家職を養子を取るという手続きで譲 育費を含め総額二二〇〇両とされる家職の売買について二つの方法を提 この文書は具体的に家株を特定したものではない。売主の家の生涯養

する。 預かり養父(売主)が死ぬまでこれを元手に運用し、利息として毎月二 二〇〇〇両の現金を手に入れ、日々の暮らしは月二両の手当で賄おうと 両ずつ支給する。養父死後は記念金として養子方のものとなる。養父は 議定証文を取り交わし、封金する。その内二〇〇両は養子方(買主) 養家に借財が無い場合は生涯養育金二二〇〇両の現金を双方対談の上 やや虫のいい話である。 が

れからの生涯の養育の手当金となるが、そのまま現金が養父の手に渡る の巨額な借財を引き受け、返済方を取り計う。残る七五〇両が養父のこ と借財が一五〇〇両も養父(売主)方に残っている。養子 次は借財を養子方で引き受ける場合である。 諸向口々、 あちらこちら (買主) はこ

> 置き、 二○○両は①の文書にもあった養子方が預かり運用して養父の死去する 交わしたあと渡される。二五〇両は養子話が熟談となったとき封金して ○○両の大金である。 方の借財の肩代わりに養子方の対応の幅があるが、いずれにせよ、二二 まで月々二両の雑用金を支給するための元手である。一五○○両の養父 わけではない。三〇〇両は養子の相談がまとまり正式な議定証文を取り 養子願いの手続きが幕府によって許可されたあと渡される。もう

が手数料として世話人に支払われている。買主・売主のどちらが出すの 種々仲介の労をとった世話人への謝礼は含まれていない。総額の何割か 世話人謝礼相除申候也」と二二〇〇両は売主の手取金で双方に介在して の株譲渡には但し書きがなされており、 養子縁組の公認まで成文化され、ルールとなっているところに江戸での 扱いである。このように株譲渡手続きが交渉から議定証文の取り交わし ○両はすべて封金、借財一五○○両の引き受けの場合も四五○両は封金 は成り立つが、幕府が認めなければ無効の反故になる。無借財の二二〇 では議定の上、双方の証文を取り交わすことによって契約は文書の上で は養子縁組が幕府の公認するところとなってはじめて成立する。それま 雑で厳正である。まず現金を封金とするやり方である。 きたい。 家株の取得はこれで一件落着ではないのである。③の文書をみていただ 人が複数ともなれば、 か不明であるが、プラスアルファの負担も馬鹿にならない。まして世話 般的商慣行のひとつとして行われていたと考えてよかろう。この二様 二二○○両もの大金が動く取り引きであるので、株譲渡の手続きは複 一層複雑で出費も嵩むことなる。ところで実は武 「右両様仕法相談とも手取金ニ而 株の売買は究極

3

\_ 千五百両也

一、五百両也

此内 百両也

百五拾両也

〆弐百五拾両 預り置養父死後譲渡金ニ成 右利足分月々弐両ツ、養父生涯差出し

家督願

一、金 一、金

養子披露

願済礼金其外

一、金

普請金土蔵共

衣類

一、 金

X

諸道具

の三〇〇両と踏んだのであろう。

必要な雑費は養子手続き披露の五○両と普請、衣類、道具等の二五○両 衣裳、道具類の持ち物も用意しなければならない。清助はさしあたって それなりの格式は充足しなければならない。養子の上司朋輩等への披露、 ている。いやしくも微禄とはいえ将軍様の末端に連なる武家となる以上、 て土蔵等の普請、また衣類、諸道具の購入が金額が空欄のまま摘記され 地面の替地の願書を出すこと、願い済しのあとの関係者への礼金、そし

屋敷には土蔵など身分相応の建物を造り、また武家の格式にのっとった

当時、

金五拾両 披露其外

一、金

年分暮らしかた

メ三百両

、金廿四両 地代店賃

養父方へ

年々入金

衣類

一、金

家督済名前書改

〆凡五拾両也

一、金 替地拝領地面願出しニ付

金

一、金

金弐百五拾両

膝元の大江戸の武家になろうなどと考える時代が来ていたのである。 時は清助もその気になったのか、内々の腹づもりのため種々プラス、マ あるので詳細は判明し難いが、二〇〇〇両を上回る株譲渡であるので一 現米四五俵(一六石弱)と勤金を挙げている。備忘の走り書きのメモで 資の二百両、 イナスを考えてみたのであろう。在郷町桐生の一織屋の町人が将軍の御 最後にもう一点紹介しよう。これは家株売買に際して譲渡側(売主= 年の暮らし向きは空欄の生活費の他に養父への月々手当のための原 地代店賃、 衣類とみている。そして問題の年々入金として

たものである。

養父)の家について知行その他収入と家柄、

由緒について詳しく書かれ

手二五○両を含む五○○両に二分される。月々二両を生み出す二五○両

(おそらく借財引き受け等で別枠で調達)と養父生涯支給の元

かを想定して書かれている。筆跡は明らかに吉田清助のものである。

株譲渡の詳細をメモしたものでおそらく実際に購入したときどうなる

露に五○両かかると算定されている。つづいて他の必要経費として拝領 につづいて金額の明細の記載はないが家督願、家督済名前書改、養子披 五〇〇両

現米四十五石

一、高地方百石 山城国愛宕郡田中村之内

高三百五拾石 先キノ迂宮ら七ヶ年前請取、下行高現米弐千百四拾石余 伊勢太神宮迂宮ニ付被下之

高千弐百九拾石余 同 迂宮前年請取

7. 持不矣。 同 迂宮年御用済請取

高五百石

一、家督之儀於焼火間若年寄衆御出座被仰渡候一、大判六拾枚 内宮外宮神秘御細工ニ請取

一、御目見年始歳暮御扇子献上五節句八朔月次共

一、御白書院 立御 御奏者披露

一、国名家督済直二改名致候家格

度奏 御用済御褒美者時宜ニ応し銀子拝領焼火間おゐて若年寄衆被仰御用済御褒美者時宜ニ応し銀子拝領焼火間おゐて若年寄衆被仰不洩相勤、他支配向持場所之分茂其筋江願候得者是又相勤申候、、江戸御城内 御宮向御霊屋向其外共御普請支配役所持場所之分

扶持同雑用金二両宛被下之仰渡、銀子拝領御用中御証文御伝馬弐疋被下之、野扶持十四人、遠国御用之節御暇拝領物御用済拝領物共於焼火間若年寄衆被

、旅中并非常之節帯刀致し候

一、部屋住見習勤之節 御目見并遠国御用御手当都而父同様之事

式礼被仰出候ニ付神秘職被(仰付候、已後私家ニ限大神秘相伝たき郡ニおゐて知行被下置、延暦四甲子年伊勢(太神宮迂宮御)、由緒之儀者延暦二壬戌年(禁裏御造営ニ付金物調進致候ニ付お

信長公直筆并秀吉公御代前田徳善院玄為下知状数通倫旨御教書口宣数通頂戴仕、時之将軍御朱印御黒印頂戴仕候

一、御当代

御初代様ゟ所々神社仏閣金物数代今存知当知行如先規可知行旨

旨之御朱印頂戴仕候と御下知板倉伊賀守御奉書の御二代様ら知行百石如前々可知行

右往古り諸書物只今以不残所持仕居由緒書御改之節書出し申候

守部・冬照父子あたりがもたらした武家株譲渡の情報であった。 の社会相を知ることができるのである。清助の一つの検討材料として橘 て初代、二代の将軍の朱印状を所持しているとしている。 将軍朱印状、黒印状を頂戴し、信長の直筆と、前田利長の下知状、そし わって家職を世襲してきたというのである。その証拠に倫旨、御教書、 にある。幕藩制下にあっては江戸城内の宮向、御霊屋向の御普請に関 迂宮の式礼の神秘職に就いたところから大神秘相伝の家となったところ という家柄である。由緒の出自は禁裏造営金物調進役から伊勢太神宮の 軍と献上・拝領の儀礼を有し、御白書院で奏者番立会の下で披露される で仰せ渡される。いわば旗本と同格の扱いである。御目見職であり、将 て受領できるというのである。家督は若年寄出座の上、江戸城中焼火間 ような一種の由緒書、 四〇石余の余禄がある。また、大判六〇枚を内宮外宮神秘御細工とし ○○石を地方知行している。伊勢太神宮の迂宮(遷年)に際し現米二 北関東の在郷町桐生織屋吉田清助のところに前の①~③に加えてこの 家名は明らかでないが記載は詳細である。山城国愛宕郡田中村の内 家柄書の写しが残されていることに、 幕末の江戸

# ② 武家株売買の社会的背景

の武家株を取得しようなどと思い立ったのか。ここに至るまでの吉田家のいうイメージのある近世社会にあって何故に桐生の一町人吉田清助は江戸封建的身分制度に厳しく縛られ、身分間の移動など夢想だにできないと

内情を探りながら、一九世紀の近世社会の「家」について考察してみたい。

## 吉田家の系譜と由緒

復帰、 清の代に、長男を残し、二男嘉兵衛有益を連れて桐生新町に移住して町 に従わず、飛駒郷に止まって修験となったといわれ、四代後の甚兵衛寿 駒郷馬立へ退去・浪人となった。天正一八年天徳寺殿 が改易され、主家は断絶する。吉田家は有親の代主家佐野宗綱が天正 結び佐野へ復帰した。しかし、秀吉亡き後徳川支配下となり、養子信吉 するという悲運に見舞われるが、房綱が天正一八年(一五九〇)秀吉と に向かうなか上杉・後北条の勢力争いに巻き込まれ、昌綱、 氏)を主筋に仕えた武士であった。佐野氏は戦国時代群雄割拠から統 が伝えられている。吉田氏は下野国佐野荘の地頭佐野氏(秀郷流藤原 の武家の出自を自認しているからである。吉田家には清助の嗣子清蔵 人に変身した。この間の事情について歴代記は次のように記している。 三年(一五八五)長尾顕長と抗争・討死、家臣が散り散りになるなか飛 (幼名元次郎、諱有年)がまとめた「吉田家歴代記」(以後歴代記と略す) 吉田家は桐生新町の町家でありながら吉田姓を僭称している。 大名取り立てになり、旧臣の再出仕を図ったが、吉田有親はこれ (房綱) が佐野へ 宗綱が討死

商之道ヲサセテ心見ルニ少年ニハマレナル仕方アリ、其気働キ大人商之道ヲサセテ心見ルニ少年ニハマレナル仕方アリ、其気働キ大人カヤウナル地ニ住居スルトモ何レノ時ニ至リ何レノ目当アランヤ、カヤウナル地ニ住居スルト・モ何レノ時ニ至リ何レノ目当アランヤ、カヤウナル地ニ住居スルト・・何分険岨ノ山間ニシテ耕地少ク農業ヲ専立ノ郷ニ隠住スルト雖モ、何分険岨ノ山間ニシテ耕地少ク農業ヲ専工工年中佐野殿没落トナリ有親ヨリ我(甚兵衛寿清)ニ至リ四代馬

足利佐野ヨリモ金銭出入モ繁クシテ土地モ栄へリ仍テ桐生へ出住ナシル存念ヤト問シニ嘉助答曰乱世タラバ武士ニナリテモ其働功ニ寄テル存念ヤト問シニ嘉助答曰乱世タラバ武士ニナリテモ其働功ニ寄テル存念ヤト問シニ嘉助答曰乱世タラバ武士ニナリテモ其働功ニ寄テル者千人ニー人ナルベシ治世ニハ商人ニナル方可然、治乱共安心也ル者千人ニー人ナルベシ治世ニハ商人ニナル方可然、治乱共安心也ルすが、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡也、我モ其如ク存ジシガ其許ノ了簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡セ、我モ其如ク存ジシガ其許ノフ簡ヲ聞テト申、成程尤至極ノ了簡セ、我モ其助力を対対する。

長い引用となったが、主家佐野氏没落以来浪人し飛駒馬立郷に隠棲、できたが先祖を遡れば武士である。

ではなかった。 家の由緒や系譜によれば家柄・格式の上で未曾有の一大椿事というわけ家の由緒や系譜によれば家柄・格式の上で未曾有の一大椿事というわけ天保一〇年(一八三九)頃、武家株を取得して武士に変身しようが、

するというエピソードが歴代記にある。 吉田清助一六歳の文化六年(一八○九)、かつての主家佐野氏と邂逅

訪ね往来するという近しいところに両者はいた。

□ 改易後佐野氏は三五○○石の旗本に取り立てられ、江戸本所吉岡町に改易後佐野氏は三五○○石の旗本に取り立てられ、江戸本所吉岡町に改易後佐野氏は三五○○石の旗本に取り立てられ、江戸本所吉岡町に改易後佐野氏は三五○○石の旗本に取り立てられ、江戸本所吉岡町に改易後佐野氏は三五○○石の旗本に取り立てられ、江戸本所吉岡町に

百姓が混在し、身分間の移動が容易であった中世が残存していたのである。きる。近世社会にあっては武士が城下のみならず在郷町や農村に町人・部には、かつて先祖は武家であったという思いがあったことは充分推測で桐生新町の町人吉田清助が江戸で武家株を取得しようとした意識の内

## 2 吉田家の家産・財力

況を見越して絹買が主流であるなか、本格的織屋を目指した。いわば、 とが期待された。幼時から利発者といわれた清助は他家奉公人となった 丁目に家産を築いた。その後二回分家を出して家産を減らすが、 兵衛は荒物商を開き成功、 る財力・家産である。桐生移住から数えると吉田家の初代甚兵衛二代嘉 兵衛の二男、 寛政三年(一七九二)屋敷を売って店借身分に転落した。吉田清助は安 父)は天明浅間山の噴火、寛政改革の緊縮政策の余波を受けて倒産し、 右衛門の代に二筆の屋敷地を相続させた。ところが、五代安兵衛(清助 次に問題となるのは、何千、何百両という江戸の武家株を買おうとす 一時は京都西陣で修行するなど辛酸を甞めるが、化政期の桐生の好 困窮時の寛政六年に生まれた清助には、 父が先祖伝来の家産を失った寛政三年には未だ生まれてい 質屋、 呉服太物、 **絹買次を手広く経営して五** 失った家産を取り戻すこ 四代忠

い、製造業織屋に専念する途を選択した。半端な流通が錯綜し、競争が激しく利が薄い従来の絹仲買業から足を洗巨大消費地江戸の一大絹織物市場の拡大をみてとった吉田清助は、中途

来ていたのである。もとより流行あり、景気の好不況ありで読み間違え 将軍・大名から下はその日暮らしの庶民までが衣装に凝る消費文化の時代が 化した消費の要求に応えるべく清助は、経営の組織化を実行した。上は 帆に受けて面白いように成功していく。 民層の大量消費へも眼を向けた。かくして吉田清助は化政期の好況を真 物史に名を留めている。 乗せた。紋天ビロード、 と送り出した。単なる暑寒を凌ぐ衣料から流行を作り出す消費者の動向 す技術革新を進める内機のマニュファクチュアとの組み合わせを採用した。 に合わせ生産を調整する、 て織らせる)と外機(外の織屋に発注する)の二本立ての経営を行って景気 れば破産の憂き目にあう。清助は内機(家内に織機を置き、奉公人を雇っ にしてみよう。 に注目し、新しい機械を導入し、染色、織方を発明しては生産ラインに そして化政期に沸々として興った消費市場の活気に応える製品を次々 身を飾ることに興味を持ち、絹織物の魅力に取り憑かれた人々の多様 御召縮緬の創始者として吉田清助は今日なお織 清助は幕藩領主層の嗜好に応える一方で一般庶 出機の問屋制家内工業と新規の製品を生み出 この間の成長を数字の上で図表

吉田家の身分・家族構成の変遷である。まず第一表は店借への没落から奉公人を多数かかえる織屋へ発展する

田清助の前半生は立身出世の長者譚といえよう。ここまでは江戸武家株一機・出機数、奉公人も着実に伸ばし、経営の安定を忘れてはいない。吉五年一三八両と百両台に達し、一○年には一三一二両と千両台に飛躍し一両を投資して始めた織屋は翌三年七両の利潤をあげてから四年三五両、一両を投資して始めた織屋は翌三年七両の利潤をあげてから四年三五両、第二表は吉田清助家の経営である。文政三年(一八二○)、元手金二

表1 吉田清助の家族・奉公人

数字は年齢

年	身 分						
文化 3	五丁目文左衛門店借	家主55、妻50、倅17、倅13(本人)					
4	文次郎店借	家主56、妻51、倅18、倅14					
5	" "	家主57、妻52、倅19、倅15					
6	四丁目	家主20、父58、母53、弟16(本人)					
7	,	家主21、父59、母54、弟17					
8	,,	家主22、妻17、父60、母55、弟18					
9	"	家主23、妻17、娘 2、父60、母56、弟19					
10	"	家主24、妻18、娘 3、父61、母57、弟20					
11	*	家主25、妻19、娘 3、父62、母58、弟21					
13	,	家主27、妻21、娘5、父64、母60、弟23、下女29					
14	"	家主28、妻22、娘6、父65、母61、弟24、下女25					
15	"	家主29、妻23、娘7、父66、母62、弟25、下女21					
文政 2		家主30、妻24、娘8、父67、母63、弟26、下女21					
5	"	家主33、妻27、娘11、父70、母66、弟29、下女18、下女21、下女24、下女19、下女15、					
		下女15、下女15					
6	"	家主34、妻28、娘12、父71、母67、弟30、妻19、下女22、下女15、下女15、下女16、下男16、					
		下女20、下女20、下女26、下女46					
7	"	家主35、妻29、娘13、父72、母68、弟31、妻20、下男16、下女23、下女20、下女20、下女26、					
		下女45、下女17、下女16					
8	*	家主36、妻30、娘14、父73、母69、弟32、妻21、娘 2 、下男17、下女18、下女38、下女16、					
9	五丁目源兵衛店借	家主33 (本人)、妻22、娘 3、父74、母70、甥 4、下男18、下女17、下女18、下女37、下女40、					
10		下女13、下女10					
10	, ,	家主34、妻23、娘 4、父75、母71、甥 5、下男19、下女18、下女19、下女14、下女11、下女43、  下女19、下女14、下女19、下女15					
11	, ,	下女18、下女14、下女19、下女15   家主35、妻24、娘 5 、倅 1 、父76、母72、甥 6 、下男20、下女19、下女14、下女20、					
11	, , ,						
天保 2	, ,	家主38、妻27、娘8、倅4、下男23、下男27、下男21、下女17、下女17、下女16、下女15、					
<b>XW</b> 2		下女20、下女15、下女20、下女45、下女15、下女21					
3	,	家主39、妻28、娘 9、倅 5、母77、下男21、下男28、下女27、下女20、下女45、下女15、					
Ü		下女21、下女17、下女16、下女15、下女19、下女14					
4	,	家主40、妻29、娘10、倅 6、母77、下男29、下女19、下女21、下女46、下女22、下女18、					
_		下女17、下女15、下女19、下女14					
5	,,	家主41、妻30、娘11、倅 7、母78、下男30、下女20、下女22、下女47、下女23、下女19、					
		下女16、下女20、下女15、下女18					
6	,,	家主42、妻31、娘12、倅 8、母79、下男33、下女21、下女18、下女24、下女18、下女16、					
		下女16、下女14、下女20、下女53					
7	,	家主43、妻32、娘13、倅 9、母80、下男34、下男19、下男44、下女22、下女17、下女19、					
		下女17、下女15、下女16、下女20、下女15、下女12、下女54、下女43					
嘉永 2	,,	家主56、妻45、倅22、聟31、娘26、孫7、孫3、下男56、35、57、18、16、22、13、下女20、					
		18, 19, 17, 16, 16, 19, 52, 22, 18, 12					
	-t						

注 桐生市立図書館蔵桐生新町宗門人別帳より作成

表 2 吉田清助家の経営

			H				
年次(西暦)	利潤額	内機	出機	木綿機	奉	公	人
十久(四萬)					男	女	計
文政 3 (1820)	7両	2 機			_	_	-
4	35				-	_	-
5	138	2	9 →15		-	7人	7人
6	200	4	13→19		1人	8	9
7	237				1	7	8
8	704		15→18→20		1	4	5
9	979				1	6	7
10	1312		12→25		1	9	10
11	1698	$2 \rightarrow 3$	17→39→16		2	7	9
12	1264	3	14→18→21		-	-	-
13	-			$2 \rightarrow 4 \rightarrow 8$	_	-	_
天保 2 (1831)	-	$5 \rightarrow 7$	38→17→18	11→10→ 6	3	10	13
3	-	$4 \rightarrow 5$	18→31→25	13	2	10	12
4	-	3	32	3	1	9	10
5	-	1	33	13→ 6	1	9	10
6	-	4	48	31	1	9	10
7	-	6	46→43→22	21→22	3	11	14

注:表 2、3 ともに高井浩「吉田清助秋主伝」(みやま文庫12『近代群馬の人々(2)』1963年) を参考に作成。奉公人は宗門人別帳より。

表 3 清助の経営と家族 25 7 利益 (両) 979 *j* 764 清助開業 7\*7 2石8斗8升5合 2石8斗1升3合 持高 家族 奉公人 6斗7升2合 文 文 天 化 改 保 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 元 2 3 4 5 6 7 8

に触手を伸ばすにふさわしい財力を獲得したかにみえる。

# 桐生市場の停滞と株取得の変更

3

住の師橘守部が門人清助(秋主)に送った書簡が多くを語ってくれる。とになった。全国的不作、米価騰貴に加え、桐生を襲ったのは原料の生とになった。全国的不作、米価騰貴に加え、桐生を襲ったのは原料の生と重く関わって進展せざるを得なくなった。和生を襲ったのは原料の生と重く関わって進展せざるを得なくなった。和生を襲ったのは原料の生と重く関わって進展せざるを得なくなった。この間の内情を知る江戸在とになった。全国的不作、米価騰貴に加え、桐生を襲ったのは原料の生と重く関わって進展せざるを得なくなった。この間の内情を知る江戸在とになった。全国的不作、米価騰貴に加え、桐生を襲ったのは原料の生と重く関わって進展せざるを得なくなった。この間の内情を知る江戸在とになった。全国的ではあるが、天保の声を聞くや一転して急激な不況に見舞われることがあるが、天保の声を聞くなった。

供衆方之為ニ一株御持被成御移住被成候方却而万全之計策かと存 我身ニとりて朝夕辱く御座候故何卒貴君様ニも其御身斗ニも無之子 盛衰等をもおもひ又愚老久敷田舎住いたし候而再ひ引移候所、 左様ニ堅き斗か能とも無御座候、 る事も一通リニ而者愚老なとハ御差留可申役回リニ者候へ共、世中者 ツ、者出来リ候へ共未十分気ニ入たるも無御座候故不申上候、 候、さて先達而ハ噂も御座候都下一株之事、其後所々へ頼置候故少々 候得者木綿糸者落直可仕候、 下落之様子ニ御座候、 難而巳□之□□も穏ニ而昨日二百廿日も甚能温ニ而最早豊年之治定 方絲君娘一同無事凌候間御安慮可被下候、さて当年照過候か少々之 漸涼敷凌能成申候、御□堂御揃愈御清康ニ為度多祥之至ニ存候□此 しきりに左様いたし度候、右頼置候方ら申参候内ニ尾州御用 如此而者貴地ノ糸者高直ニ候共末頼あるへく存候、 江戸地之潔く同し世の中を経候ニもヶ斗相違するものかと 伊勢ら之書翰を見候へ者上方筋綿至而宜き由 此時節ニ而今一出情可被成候事と念入 つらつら機屋之浮沈、桐生之地之 米も追 都下 かゝ

> 九ヶ町之名主ニしてハ上リ金少く有之候、株金弐千両ニ而とり上り 世話のなき名主のよしニ候へ共馬喰町四丁ニ橋本町迄之六丁を持 仕候、 共上り金すくなく候、 故と申事ニ御座候、外ニも候へ共十分ニ[ 百五十両位のよしニ御座候、 次手ニ伺置候、馬喰町之名主者明白ニ而承候所、是も草分名主ニ而至而 柄之よし、死絶候ニ付其問屋ニ而持居候よし、ゆつり金甚軽く軽少 只今者日本橋辺上方糸問屋持二成居り候よし、 し候時者百三十五両ニ成候よし聞合置候得共未タしかと知不申候 暮し安楽と申ニ而者あるましけれハ家産之株をと存候故、 之由ニ候、尤此事者春の比承居候得共其節者只此株を以御惣々之御 尾州様惣御用聞之頭ニ而由緒ありて年々独札仕御詞受もかゝり候家 しなき故甚面倒かりゆつり度よし二御座候、 之株御座候、是者横山町糸屋又兵衛こと仁右衛門とか申者之株ニハ しかし上方店ニ而面倒かり下直成ものニも[ 鎧の渡の株年々九十両とり金にて手持ニいた 是者旧来主人を不勤人任せニ致し置候 此横山町之御用達し者 ]石揚場之株も御座候 此店男世帯ニ而ある ]聞合候哉、 聞合も可

(後略)

は限りませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そた苦労人守部の門人であり、パトロンでもあった清助への助言であった。た苦労人守部の門人であり、パトロンでもあった清助への助言であった。 医温学者風情が持ち出す話題ではない。守部は「愚老なとハ御差留可申役国学者風情が持ち出す話題ではない。守部は「都下一株」の話題を持ち出す。たとえ一株とはいえ江戸の武家株をかってはどうかなどとの誘いは国学者風情が持ち出す話題ではない。守部は「愚老なとハ御差留可申役」と本来長老の師匠である守部はむしろやめて置きなさいと留めるのが当たり前なのですがと謙遜している。ところが、「世中者左様めるのが当たり前なのですがと謙遜している。ところが、「世中者左様は限りませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そに関りませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そに関いませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そに関いませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そに関いませんと切り返し、守部のこれからの日本経済と桐生の将来、そに関いませんと切り返し、

沈み、 買ってこれを運用することによって家の経営を多角化し、 が高まって来た桐生の織物業をつづけるにせよ、 喫させたいと「何卒貴君様ニも其身斗ニも無之子供衆方之為ニー株御持 これですと断言している。当然、 ٤ 戸の地の潔さと来たら、 に引き移って来ましたが、 とりて辱く御座候故」、自分は久しく転々と田舎住まいをして再度江戸 自由、 は思わず述懐する。「愚老久敷田舎住いたし候而再ひ引移候所、 桐生は今後成長出来るのか、 部の観点の基本は「機屋の浮沈、桐生之地之盛衰」である。機屋の浮き して織屋吉田清助の今後はいかにすべきかについて卓見を展開する。 るのではないかと考えたというのである。好不況に左右され、 なって江戸に移住することがかえって吉田家にとって将来万全の策にな 被成、御移住被成候方却而万全之計策かと存候」と一株買ってお持ちに とする算段である。それ以上に「都下之自由」「江戸地之潔」さが手に入 またそれに加えて守部の人生体験から来る吉田家の将来である。守部 朝夕有り難くて感謝しているのですと江戸の魅力は「都下之自由. 江戸地之潔く同し世の中を経候ニもヶ斗相違するものかと我身ニ 絹織物業に将来はあるのか、 同じ世の中にこのように田舎と相違するものか 大都市江戸の自由といったらありません、 はたまた衰えていくのか、 清助にも清助の家族・子供たちにも満 換言すれば桐生の地の盛衰、 別途、 の課題である。 江戸の武家株を 家産を守ろう 先の不安 都下之 機業町 江 守

安楽ということにならないと断っている。これで相応の暮らしが出来てこれは値段は軽少で家産の一部となるが、これで相応の暮らしが出来て聞の頭で由緒もあって殿様から直接声がかかる程の家柄という。守部はず、尾張藩の御用株である。横山町糸屋又兵衛こと仁右衛門なる者がず、尾張藩の御用株である。横山町糸屋又兵衛こと仁右衛門なる者がず部は江戸の株探しを依頼した世話人からの情報を次々と挙げる、ま

るのである。

次は馬喰町四丁と橋本町辺五丁の九ヶ町之名主の株で二千両の株金に

にしていない。に任せる。他に石揚場の株があるとしているが、上り金が少ないと問題は任せる。他に石揚場の株があるとしているが、上り金が少ないと問題対して上り金は少く年一五〇両位、旧来直接買主は名主役を勤めず代人

最後は鎧の渡の株である。年々九○両のとり金で手持ちしていれば、 最後は鎧の渡の株である。年々九○両のとり金で手持ちしていれば、 最後は鎧の渡の株である。年々九○両のとり金で手持ちしていれば、 最後は鎧の渡の株である。年々九○両のとり金で手持ちしていれば、 最後は鎧の渡の株である。年々九○両のとり金で手持ちしていれば、

## ❸ 尾張藩御用株の買収

の推移を語ってもらおう。一件落着した天保九年三月清助自身が述べた「口演」があるのでその間原真平の両人に御用仰せ付けて下さいという趣旨に変わった。株譲渡が平が加わって高野彦兵衛の老衰による退隠、跡式を甥の吉田清助、聟萩原真めは高野彦兵衛から吉田清助への単純な勤め替えであったが、聟萩原真本の推移を語ってもらおう。

#### 口演

等給ハリ勿論御用聞家格を以可相勤旨被 何分右之趣宜敷御承知被下置候樣願上候、以上 届ヶ申上候、其砌早速御届可仕之所久敷病中故乍思延々ニ相成候 所ニおいて蒙御達、 用無御差支相勤罷在候所、十二月七日御召出有之、御小納戸御役 出先暫御用相勤試可申旨被仰付、追々少々宛御用被仰出候ニ付御 御用聞ニ御座候所、願済之上此者者退隠仕同人跡御用聞私江被仰 尤新二被仰付候義ニ者無御座全躰江戸表高野彦兵衛与申もの旧来 尾張藩御 シ状并御証文御鑑札頂戴仕、 付候儀ニ御座候、去々申年二月中ら願出去酉年四月十二日預御召 召服御小納戸御用聞被仰付候間、 弥以被仰付苗字名前等御書替被下候而則御達 猶又御用札御高張御弓張御長持御筥 仰付候、 私儀去酉年十二月七日 此段御届ヶ申上候、 右ニ付為念御

五丁目 清 助

天保九戌年三月

助へ書き替えられ晴れて御墨付の御達し状を頂戴したのがその年一二月役を完全に退いていない。試用期間が終わって苗字名前が彦兵衛から清いといわば御用見習が認められた。前任者の高野彦兵衛は後見となってれ、「先暫御用相勤試可申」まずしばらく御用を勤めて試してみたらよ天保七年二月から願い出て翌八年四月一二日に市ヶ谷藩邸に呼び出さ

から「譲証文」を取っている。 北本二月尾張藩へ最終の願書が出された。また、聟萩原真平は翌八年三月単独で吉田清助への交代の願書を提出、後押ししている。かくして天保八年四月一二日清助の御用株が認められることとなった。いよいよこに本二月尾張藩へ最終の願書が出された。また、聟萩原真平は翌八年三七年二月尾張藩へ最終の願書が出された。また、聟萩原真平は翌八年三七年二月尾張藩へ最終の願書が出された。また、聟萩原真平は翌八年三七年二月尾張藩へ最終の願書が出された。

#### 譲証文之事

候折柄幸二貴殿義右 は折柄幸二貴殿義右 に、手前儀深川上大嶋町住居仕候内者 に、手前儀深川上大嶋町住居仕候内者 に、手前儀深川上大嶋町住居仕候内者

被 仰付御同意難有仕合ニ奉存候、依之手前家ニ所持致し来り候出候所御聞済之上四月十二日則御小納戸於御殿吉野伝八郎様より仕跡代り御用貴殿江相譲申度趣ニ当年春中貴殿同道ニ而出府仕願相談之上手前方家内一統江茂篤与申聞一同承知之上手前事ハ退隠御屋形呉服御用被成御勤度旨年来之御心願ニ御座候由ニ付相互ニ御屋

後何様之儀御座候とも金談之義決而申出間敷候、為後日譲証文謝礼金四十五両也御恵拶被下今般忝慥ニ受納致し候 然ル上者向御用御差支無之様御精々被成出精長久ニ御勤可被成候、扨右為御川御高張二張、同弓張壱張、御鑑札等不残 御上之蒙御意候通用御高張二張、同弓張二帳、同御印二本、御紋付御用札、同御

天保八酉年五月

当時在新宿

高野彦兵衛印

吉田清助殿桐生五丁目

清助は、 ろう。 切無心しませんという一札を入れさせたのである。おそらく清助は試用 約束の金を支払った以上今後どのような事情が生じようとも金の事は一 の株譲渡の謝礼金四五両を清助は彦兵衛に支払ったのである。この金四 十二日御用の見習いの試用とはいえ目鼻がついたと、五月の時点で問題 用勤めに介入、トラブルを起こしている。見習いから約半年後の一一月、 期間の御用達で彦兵衛がまだ後見にあり完全に御用株が掌中とはならな 五両の領収と「然ル上者向後何様之儀御座候とも金談之義決而申出間敷」 益を繰り出してはイヤガラセを仕掛けている。一二月七日晴れて見習い いる。したたかな彦兵衛は約束の金は貰っても、のこった後見という権 かった五月の時点で約束の謝礼金四五両全額を支払ってしまったのであ して代金を横領しているから彦兵衛には代金を下げ渡さないよう訴えて **縷々述べられてきたきれいごとの経緯はさておき、要は天保八年四月** そのため彦兵衛は清助が試用期間であろうことを理由に清助の御 御小納戸役所に上納品の代料について彦兵衛が勝手に切手を出

彦兵衛へ代金を渡さないよう申告している。翌九年に入っても清助は度々御小納戸役所に名義を書き換え株を失ったから解放され正式の御用を命じられてからも彦兵衛のイヤガラセは続き、

彦兵衛の狙いは清助からもっと金を搾り取ることにある。彦兵衛から でせた。清助宛の一札を引用する。 彦兵衛の狙いは清助からもっと金を搾り取ることにある。彦兵衛から でせた。清助宛の一札を引用する。 彦兵衛の狙いは清助からもっと金を搾り取ることにある。彦兵衛から でせた。清助宛の一札を引用する。

#### 差入申一札之事

天保十年

亥五月

桐生新宿

印形紛失二付改当人 真 平印

証 <sup>舅</sup> 人

彦兵衛印

桐生大屋敷

江戸浅草

同

新町五丁目

吉田清助殿

通無碍の近世社会のこと、双方の利害の落ち着く所で決着したのである。 開の仕方によっては一種の詐欺まがいの世界になる。しかし、そこは融 がある。何よりも正反対の表の手続きと裏の取引きが共存し、交渉の展 と思われる。それにしても株譲渡には本来的にトラブルを生じやすい闇 たが、出府費用、関係者への謝礼を含めれば相当の出費、投資になった 支払わされたことになる。株取得でさまざまな特権を持つことにはなっ での最後の決着金であったろう。これで清助は株の売り主側に一○○両 が立合人として仲介に立っている。この二五両が株譲渡の内実のところ いう今度は清助の畏友田村梶子の兄金兵衛と橘守部の嗣子冬照こと茂三 ら「身上不如意」を口実に再々因縁をつけての無心であったろう。今度と る。あらかじめ仕組まれた奸計の臭いがする。既に七五両も懐にしなが りますからと三〇両せしめているにもかかわらず、今度は聟の出番であ 彦兵衛親子が正規の謝礼金四五両を満額受取りながら更にこれで縁切

丁目の屋敷地は、文治郎が商売不如意となって文政三年(一八二〇)武 寛政三年(一七九一)隣家金子文治郎に三年季で譲渡した先祖伝来の五

立合人 金兵衛印 たとき七八両であったのが森田助左衛門は三○○両を出した。 州本庄宿の森田助左衛門に売り渡してしまう。安兵衛が文治郎へ譲渡し

茂 三旬

ことに成功する。ところが二五○両中一○○両が調達できず、元利一一

○両を借金として買い戻したばかりの家屋敷を担保にした質地証文を森

清助は天保八年(一八三七)一一月、この家産を二五○両で取り戻す

二五○両で譲ろうという助左衛門の好意に応えるにしても、清助は金策 兵衛等と交渉中の時期と一致する。買収時の三○○両から五○両下げて それ故にこそ尾張株の取得による経営の安定が図られたともいえよう。 た清助の織屋の経営に曲がり角が来たのかもしれない。換言するなら、 に苦慮していた。化政期の好況から天保期の景気の冷えは頗る順調であっ 田助左衛門に差し出している。ちょうど尾張の御用株をめぐって高野彦 それでは吉田清助の家産について概要とその相続がどのように行われ

屋敷であろう。 年金子文治郎へ質入れされたまま、 に売り渡され、ようやく天保八年清助によって買い戻された五丁目の家 頂点となる家産は父安兵衛が世襲した五丁目の家屋敷である。 文政三年武州本庄宿の森田助左衛門 寛政三

たかについて述べて本稿を終わりたい。

## 吉田清助の家産相続

4

た清助であるが家政の状況は火の車であった。清助の父安兵衛が破産 ○○両も大金を投じて足かけ四年もかけて尾張藩御用株を手に入れ

> 桐生新町五町目東側上組ニ而上ヨリ二軒目之屋敷壱軒前 屋敷 八畝歩

上田 二拾壱歩

本歩屋敷 八畝歩 同所続上ヨリ三軒目之屋敷壱軒前

上田 拾八歩

左ニ 半七殿方江無金ニ而譲渡遣シ候也、当家所持ハ堀境ニ而上之方也 右之歩面当家所持之処下水堀ヲ境ニ而立割半軒前下之方ヲ金子

屋敷 四畝歩

上田

九歩

の埼玉郡埼玉村の半兵衛から六○○両を借金している。これは、 屋敷をそのまま担保にして処理した。ところが一〇年後の弘化四年(一 金であるが清助の家産は先祖の家屋敷の数倍に及んでいる。 新町に所持する六筆の家屋敷が質地として担保となっている。 八四七)織屋に加えて質屋を開業するがその資金に窮してか、武州忍領 天保八年二五〇両の全額を支払えず、一〇〇両の借金をして買った家 高額の借 清助の

①五町目東側上組ニ而

屋敷壱軒前 此畝歩六畝六歩 土蔵三ヶ所建家とも

②右同断

壱軒半前 此畝歩壱反弐畝 上田壱畝土蔵立家とも

③五町目東側中組 二而

裹半軒前 此畝歩畑壱畝九分 田三畝壱歩建家とも

④右同断

裏半軒前 此畝歩弐拾五歩 上田四畝拾弐歩立家とも

⑤五町目西側中組ニ面

壱軒前 此畝歩弐拾八歩半 中田二畝拾八歩下田弐畝拾八歩

建家とも

⑥横町北側上組ニ而

壱軒前 此畝歩七畝弐拾四歩 間口六間余奧行三拾七間半建

である。天保期の厳しい市況のなか清助は巧みに経営をこなして来たと がせるつもりであったろう。 の質屋の開業は手堅くいこうとする清助の万全の策でいずれは長男につ 技術革新の親子のコンビで順調である。残るは元次郎である。弘化四年 屋は尾張藩御用達の看板が加わって清助・安兵衛という桐生を代表する 長男元次郎と婿安兵衛の二人の後継者を持つことになったのである。 するが、入婿であり、吉田姓を名乗り、 いうことである。長女いとは天保一四年(一八四三)加藤安兵衛と結婚 ①~⑥のうち②が先祖屋敷地であり、他は清助が新たに取得したもの 清助の片腕となった。 吉田家は

敷を元次郎に譲渡した。 な生涯を終えた。のこされた家産がどのように分割相続されたか。 二年後のちょうど三回忌の頃か当主となっていた安兵衛は二筆の家屋 清助は安政四年(一八五七)九月二二日六四歳の波乱に満ちたが幸せ

譲渡申地面証文之事

速埒明其許江苦難相掛申間敷候、為後日譲渡申地面証文仍而如件 及申差滞申者無之候、 貢諸役等其許方ニて相勤所持可被致候、 合壱軒半前今般古券相添其許エ相譲申候処実正也、然上ハ 桐生新町五町目東側ニ而我等所持之下屋敷壱反弐畝上田壱畝歩 万一異乱妨申者有之候ハ、何方迄も罷出早 此地面ニ付親類縁者ハ不 御年

桐生新町五町目

地面譲主 安兵衛邸

組合 市兵衛印

安政六元素歳年十月

半七後家

きく回

武右衛門印 彦兵衛印

同 同

同

弟元次郎改

同 嘉兵衛印

親類

伝之助印

助殿

名主 長沢新助印

年寄 玉上甚左衛門印

四郎兵衛印

与頭

書上 林次⑪

喜左衛門印

同 同

田 もう一通は五町目西側中組の抱屋敷一畝二七歩(これは一畝多い)中 一畝一八歩下田二畝一八歩である。

清助の思いは十分遂げられたとみてよい。

うべき吉田家ゆかりの家屋敷は長男のところへ継承された。

婿安兵衛は六筆中二筆を長男元次郎に譲渡した。そして先祖地ともい

参考文献

高橋敏『村の手習塾―家族と子供の発見―』(朝日百科歴史を読みなおす二〇 一九 高井浩『天保期、少年少女の教養形成過程の研究』(河出書房新社 一九九一年)

高橋敏『家族と子供の江戸時代―躾と消費からみる―』(朝日新聞社)一九九七年)

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

(二〇〇〇年八月三一日受理、二〇〇一年九月四日審査終了)

#### Zaigo-cho Kiryu-shinmachi: A Weaver, Yoshida Seisuke and His Purchase of Samurai Stock

TAKAHASHI Satoshi

In the study of near modern history, the understanding of the class system has long been inflexible. A common view was that there was rigid demarcation among the classes of warriors, farmers, artisans and tradesmen. They considered it impossible to change in social standing, particularly between warriors and farmers/townsmen could occur.

However, deeper studies of family history as a result of advanced studies of village history and urban history have gradually clarified the fact from the historical materials that indicate the mobility between different social standings.

At the Yoshida family, a weaver in a zaigo-cho Kiryu-shinmachi in Joshu (North Kanto) that the paper considers, the writer found several pieces of documents regarding the stock trades and transfer by samurai families in Edo.

Although the Yoshida family did not rise to the status of warriors by acquiring samurai family stocks, these historical materials give us very important information about the real situation of exchanges of samurai family stocks that were already on the market in the political megalopolis Edo.

The two following stocks appeared on the market: "Yanonetogi goyo-tashi" (Kuramaedori 59 bags of rice) for the price of 650 *ryo* and "Orimono goyo-tashi" (a ration for 30 persons) for the price of 1250 *ryo*. There were detailed arrangements for the procedures of trades and transfer in which a great deal of money was dealt with, and measures to avoid conflicts were devised. In many cases, as buyers would succeed the family of the seller as an adopted son, various means were contrived for the amount and payment procedures, depending whether sellers had debts or not, or whether they had a family to support or not.

Furthermore, it is surprising that the title of the samurai family, which played the role of a vassal of the Shogun and continued to exist based upon heredity with a pride of its own lineage, was traded with money. How should we understand the situation like this? Wasn't it the case that shook the foundation of the Tokugawa Shogunate system?

The real situation was that two classes existed: the warriors, who suffered from financial difficulties and had to sell their status as samurai inherited for generations in the form of stocks for a living, and townspeople and farmers, who tried to acquire the traditional status of samurai by resorting to their financial power, namely, money.

To know about the real conditions of social classes in the early modern times, the real face of the samurai family stock trade should be clarified in relation to the understanding of the Tokugawa Shogunate system as a whole.